

小郡市 特別養護老人ホーム特例入所者の取扱指針

令和8年6月1日

1. 特例入所申込み時における小郡市（保険者）への報告と意見照会

- (1) 特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）は、要介護1または要介護2の方から入所申し込みがあった場合には、入所申込者に対し、要介護1又は2の方の特例的な入所（以下「特例入所」という。）の内容について丁寧に説明した上で、特例入所の要件に該当する者かどうかの判断を施設として行うこと。該当するものと判断した場合は、特例入所の要件に該当する申込者側の考えを入所申込書に記載してもらうこと。

※申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合、施設が入所申込みを受け付けないことは認められない。

- (2) 施設は、入所が必要と判断した要介護1及び要介護2の方から入所申込みを受けた場合、以下の書類を添えて小郡市（保険者）に報告するとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するかどうかについて意見照会を行うこと。

ただし、入所申込者が、以下に示す「特例入所対象者と認められる者」の③に該当する場合で、小郡市が既に虐待事例として判断している（注1）場合は、その報告のみを行い、意見照会は不要とする。

【入所申込時の必要書類】：虐待以外の理由によるもの

- ① 特例入所者についての意見照会書（入所申込時） [様式1]
- ② 入所申込書（写）
- ③ 介護支援専門員意見書等 [各施設の様式]
- ④ 特例入所が必要と判断する理由を詳しく記載したもの [任意様式]

【入所申込時の報告書類】：虐待によるもの

虐待による特例入所者の報告書 [様式1] ※報告のみ

注1：小郡市が既に虐待事例として判断しているもの

小郡市（担当：長寿支援課）が虐待事例と判断している場合で、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）を行うものもしくは同等な保護のための入所が必要と小郡市（担当：長寿支援課）が判断したもの。

- (3) 小郡市は、(2)の意見照会に対し、施設からの上記報告を受け、以下の要件に基づき、保険者としての意見を文書にて回答する。

【特列入所対象者と認められる者】

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる者。

- ・照会日時点で最新の認定調査票や主治医意見書における日常生活自立度（認知症）がⅢ以上

※Ⅲ…日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

- ・家族及びCM、施設への聞き取り等により、今後介護の手間の著しい増大が見込まれる

② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者。

- ・障がい者手帳を所持している

※療育手帳…A1〔最重度〕、A2〔重度〕、A3〔B1（中度知的障害）と3級以上の身体障害者手帳を持っている人〕、B1〔中度〕）

※精神障害者保健福祉手帳…1級(精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)及び2級(精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である者。

- ・市及び関係機関の客観的な判断により、虐待が疑われる

④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である者。

- ・同居家族が高齢・就労・傷病・虐待・他の家族の介護や育児により介護ができない
- ・本人の介護サービスの拒否や、必要なサービスの不足、経済的理由によりサービスが受けられない

原則、上記の①～④のいずれにも該当しない場合は他の手段を検討することが望ましいと考える。ただし、個別具体的な理由を総合的に判断した結果、入所の必要性が極めて高いと判断される場合はこの限りでない。

2. 特例入所対象者の入所決定時における小郡市（保険者）への再照会

- (1) 施設は、入所申込時の照会の後、要介護1及び要介護2の者の入所を決定する際には、入所判定を行う前に、再度、小郡市（保険者）へ特例入所対象者と認められるか否かについて意見照会を行うこと。ただし、入所申込に対する意見照会日より1月以内に入所判定を行う場合においては、再照会を省略しても構わない。（入所決定の報告を任意様式にて行うこと）

加えて、以下の場合には再照会を行うこと。

- (ア) 令和8年6月1日以降に要介護3以上で入所した者が、認定更新等で要介護2以下となった後も継続して入所が必要と判断される者。

- (イ) 入所申込み時から、特例入所対象者と認められる理由が大きく変化した者。

（必要書類④に施設側がその状況を付記すること。）

- (ウ) 平成27年3月以前に入所している者であって、令和8年6月1日時点で要介護2以下の認定の者。

ただし、いずれの場合においても、「特例入所対象者と認められる者」の③に該当する場合で、小郡市が既に虐待事例として判断している（注1）場合は、その報告のみを行い、意見照会は不要とする。

【入所申込時の必要書類】：虐待以外の理由によるもの

- ① 特例入所者についての意見照会書（入所決定時） [様式2]（※）
- ② 入所申込書（写）
- ③ 介護支援専門員意見書等 [各施設の様式]
- ④ 特例入所が必要と判断する理由を詳しく記載したもの [任意様式]

※（ア）～（ウ）に該当する場合は様式2に代わり様式3を提出

【入所申込時の報告書類】：虐待によるもの

虐待による特例入所者の報告書 [様式1] ※報告のみ

- (2) 小郡市は、(1)の意見照会に対し、保険者としての意見を文書で回答をする。
- (3) 施設は、入所検討委員会において、(2)の回答を踏まえ、入所についての判断を行うとともに、入所を決定した場合は特例入所者として小郡市（保険者）へ報告すること。
- ※報告は任意様式による文書で行う。

3. その他

- (1) 市外からの入所申込者の特例入所対象者の判断にあたっては、入所申込者の保険者の取扱いに従うこと。
- (2) 入所申込者が入院等により認定期限切れや認定申請中の場合、虐待等により明らかに施設入所を要する状態だが当該時点で認定未申請の場合等、認定結果を待たずに入所申込みをする必要がある場合は、特例入所対象者と同様の取扱いを行うこととする。

ただし、これらの者が入所決定時に要介護3以上の認定を受けている場合は、特例入所対象者とはしないため意見照会は不要である。

【参考】

- ・「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」
(平成26年12月12日付け老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

担当：長寿支援課 介護保険グループ
〒838-0198
小郡市小郡255-1
72-2111 (代表) 内線452・453
73-9124 (ダイヤルイン)

※特例入所関係書類には、個人情報が含まれるため、ファックス、Eメールでの提出は御遠慮ください。